

風景づくり計画 見直しの視点と改定骨子

見直しの視点

1. これまでの成果と課題等

(1) これまでの主な成果

①地域の個性に合わせた風景づくりの推進

・平成20年に景観法に基づく「風景づくり計画」を策定し、区民、事業者、区の協働により風景づくりを進めてきました。平成27年の計画改定以降も、「奥沢1～3丁目等界わい形成地区」の指定、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」に基づく屋外広告物の協議開始などにより、地域の個性に合わせた誘導を着実に推進してきました。

区民、事業者、区の協働による風景づくり

区民との協働による風景づくり

・「地域風景資産」や「界わい形成地区」等における区民の風景づくりの活動を支援。

事業者との協働による風景づくり

・小田急線の上部利用等では、事業者と協働で風景づくりを展開。

区が進める風景づくりの取組み

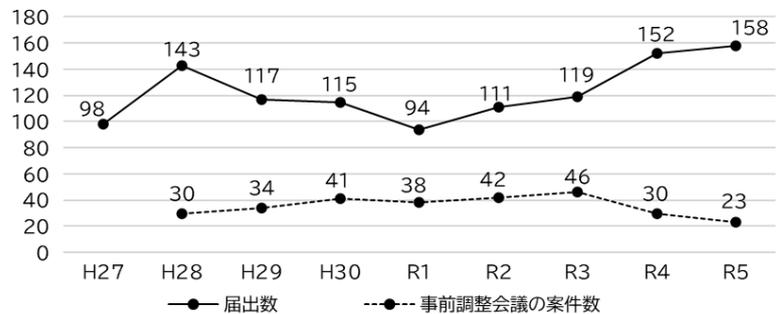
・建設行為の届出に基づく誘導や屋外広告物の協議の実施により、良好な風景づくりを推進。

②周辺風景に配慮した建築物等への誘導の実施

・届出制度による届出件数は増加しており、令和5年度は158件、平成27年度から9年間の累積で1,107件の届出に対して誘導を実施しています。

・そのうち、大規模建築物等を対象として、事業者、専門家(せたがや風景デザイナー)、区の3者で行う「事前調整会議」により、年間平均30件以上の案件について、よりきめ細かな誘導を実施しています。

届出制度と事前調整会議の実績の変化 (平成27年～令和5年度)



*届出数:新規の通知(公共建築物)・届出(民間による建築物)の合計件数
*事前調整会議の案件数:同年度の通知・届出のうち事前調整会議を行った件数

③楽しみながら活動する新たな街の風景の創出

・三軒茶屋駅周辺や下北沢駅周辺、二子玉川駅周辺、馬事公苑周辺などでは、区民、事業者、区による協働の街づくりが進められ、新たな風景が生まれています。



三軒茶屋駅周辺



馬事公苑周辺

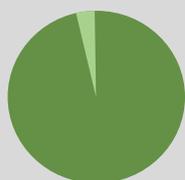
(2) 主な課題

①区民の「風景」への関心は高いが取組みへの参加は少ない

・区政モニターでは、「区の風景に関心がある」は95%以上でしたが、「区による風景づくりの取組みで、知っているものはない」は53%でした。また、「これまで風景づくり活動に参加したことはない」は89%でした。(令和6年度 第2回区政モニターアンケートの結果)

お住いの街の風景に関心がありますか

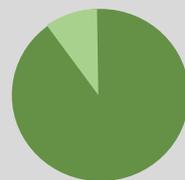
関心がない、
どちらとも
いえない
5%



(n=174)

風景づくりに関する活動に参加したことはありますか

参加している、
参加したことが
ある 11%

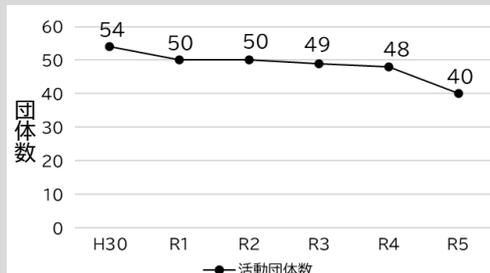


(n=174)

②風景づくり活動の担い手の減少

・地域風景資産の選定開始から20年以上が経過し、「活動者の高齢化」や「後継者の不在」を理由に、風景づくり活動団体の数が減少しています。

風景づくり活動団体数の変化(平成30年~令和5年度)



※平成25年(第3回地域風景資産選定後)時点の風景づくり活動団体数は52団体

③風景への配慮が必要な項目の基準化やガイドラインによる誘導

・事前調整会議において、専門家から度々助言がなされる項目の基準化が求められています。

＊地域の植生や生育環境に合った植栽への誘導

＊公共空間から洗濯物や室外機が見えないバルコニーの工夫 など

④大規模な再開発等における風景づくりの早期調整の必要性

・小田急線の上部空間の利用などでは、庁内の関係部署や事業者等と街づくりや風景づくりの方向性を共有しながら整備が進められてきました。風景が大きく変わることが予想される大規模再開発等について、関係者間で早期に調整・連携することが重要です。

⑤公共施設における風景づくりの手立ての充実

・公共施設が建替え・更新時期を迎える中、地域の風景づくりを先導すべき公共施設について、「ガイドライン」を策定し、風景の一部を構成する公共建築物や道路、公園、河川等の整備にあたっての風景への配慮の考え方を関係部署間で共有することが必要です。

(3) 風景づくりを取り巻く社会・区の動向等

<社会の動向>

①自然環境への対応を踏まえた街づくり

・生物多様性の保全・回復をはじめ、自然との共生に向けた取組みが進んでいます。

②居心地が良く歩きたくなるまちなか(ウォークブル)の取組み

・街路空間を車中心から人中心の空間へと再構築し、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場とする取組みが進んでいます。

③自然災害への備えや対応の取組み

・自然災害が激甚化・頻発化し、区内でも令和元年の台風19号で浸水被害が発生しており、擁壁の安全対策や河川の護岸整備などの防災・減災の取組みが求められています。

<上位・関連計画>

④風景づくりに関係する上位・関連計画を策定・改定

・令和6年に新たな「世田谷区基本計画」が策定され、実施計画「歩いて楽しめる魅力づくり」施策の事業として風景づくりを推進しています。

・令和7年に「世田谷区都市整備方針 第二部地域整備方針」の改定を予定しています。

・平成30年に「東京都景観計画」が改定され、夜間の景観形成に関する新たな方針などが追加されました。

2. 見直しの主な視点と考え方

1. 区民が「風景づくり」を身近に感じ、取り組める仕組みを整えます

見直し項目 1-1 区民にとって風景づくりが身近に感じられる計画となるよう、構成・内容を見直します

見直し項目 1-2 区民が気軽に風景づくりを楽しめるよう、周知・啓発を促進します



2. 街の未来を考えて、風景づくりの誘導を進化させます

見直し項目 2-1 これからの風景づくりに求められる新たな視点を取り入れた考え方を記載します

見直し項目 2-2 現在誘導上課題となっている風景への配慮事項について、風景づくりの基準等を見直します

見直し項目 2-3 大規模な建設行為等における誘導の充実を図ります



3. 地域の風景を先導する公共施設の風景づくりを更に推進します

見直し項目 3 「公共施設における風景づくりの考え方」や「公共施設の整備に関する指針」を見直します



3. 見直しのイメージ

見直し項目 1-1 区民にとって風景づくりが身近に感じられる計画となるよう、構成・内容を見直します

主な内容

- 「Ⅱ.風景づくりの取組み」の最初の章に「第4章 区民主体の風景づくり」を位置づけ、世田谷区の風景づくりでは、引き続きこれからも区民主体による風景づくりを重視することを示します。
【第4章 区民主体の風景づくり】
- 風景づくり計画の構成をよりシンプルにして、区民にとってわかりやすい計画に見直します。

■現行計画と見直し計画(案)の構成の比較

現行計画の構成		見直し計画(案)の構成	
I. 世田谷の風景づくりの基本的な考え方 第1章 計画の主旨 第2章 世田谷の風景特性 第3章 風景づくりの理念・方向性	考え方	I. 風景づくりの基本的な考え方 第1章 計画の主旨 第2章 世田谷の風景特性 第3章 風景づくりの理念・方向性	考え方
II. 景観法に基づく風景づくり 第4章 建設行為等に関する風景づくり(届出制度) 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木 第6章 景観重要公共施設に関する事項 第7章 屋外広告物の表示に関する事項	景観法	II. 風景づくりの取組み 第4章 区民主体の風景づくり 第5章 建設行為等における風景づくり 第6章 屋外広告物における風景づくり 第7章 公共施設における風景づくり 第8章 地域特性や風景資源を活用した風景づくり	取組み
III. 条例等に基づく風景づくり 第8章 公共施設における風景づくり 第9章 協働による風景づくり	条例	III. 風景づくりの推進体制 第9章 協働による風景づくりの推進体制	体制など
IV. 風景づくりの推進体制 第10章 風景づくりの推進体制	体制		

見直し項目 1-2 区民が気軽に風景づくりを楽しめるよう、周知・啓発を促進します

主な内容

- 区民が風景づくり活動に気軽に踏み出し楽しむことができるような、風景づくりの主体の裾野を広げる支援や普及・啓発の考え方や取組みを示します。
【第3章風景づくりの理念・方向性】【第4章 区民主体の風景づくり】

■風景づくりに関わる区民の裾野を広げる考え方のイメージ



居場所づくりや趣味を活かした活動などの一部が風景づくりにつながっていることを周知し、区民が気軽に風景づくり活動に触れられる機会を増やします。

子どもや高齢者の居場所づくり (プレーリヤカー、道路等の公共空間の活用など)
趣味を活かした活動 (手づくり市、まちなかコンサートなど)

風景づくり活動
地域のお祭りなど
家まわりの美化や植栽など (清掃、庭づくりなど)

普及啓発の充実・関わる機会の創出

■取組みのイメージ

- ・普及啓発冊子の発行
- ・セミナー、体験型イベントの開催
- ・景観教育の実施
- ・区民から区民への風景づくりの感謝状
- ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用 等



風景スタンプラリー

見直し項目 2-1 これからの風景づくりに求められる新たな視点を取り入れた考え方を記載します

主な内容

○居心地が良く歩きたくなるまちなか(ウォーカブル)、グリーンインフラ、生物多様性、防災・減災、復興の視点を取り入れた風景づくりの考え方を追記します。

【第3章 風景づくりの理念・方向性】

○非常時における関係機関との調整・連携について示します。【第9章 協働による風景づくりの推進体制】

■「風景づくりの方向性」への記載イメージ例

※コラムで説明や具体例なども掲載

<p>生物多様性 「自然／みどりのみず」へ追記 ・建設行為等にあたっては、地域の特性に合った樹種の植栽など、生物多様性に配慮した世田谷らしい風景づくりを進めます。</p>	<p>ウォーカブル 「にぎわい／にぎわい」へ追記 ・人々が集い憩い、多様な活動が生まれていることを感じられる風景づくりを進めます。</p>	<p>防災・減災、復興 「歴史・文化／歴史・文化」へ追記 ・防災・減災対策を行う際は、その機能だけでなく、住環境や地区の資源など様々な要素を踏まえ、地区の魅力を高めていく街づくりを行います。 ・復興街づくりを進める際は、地域の歴史資産を含めた地区の特性を把握し、風景に配慮して事業を行っていきます。</p>
--	--	--

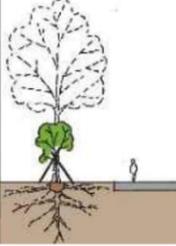
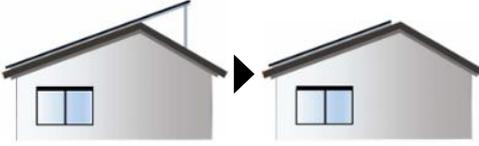
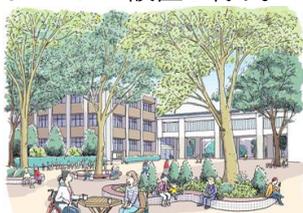
見直し項目 2-2 現在誘導上課題となっている風景への配慮事項について、風景づくりの基準等を見直します

主な内容

○バルコニーの手すりの素材、地域の植生や生育環境も踏まえた植栽、太陽光パネルの設置時の配慮、活動や交流を促す空間づくりなどについて、基準等を追加します。

【第5章 建設行為等における風景づくり】

■基準や手引きへの記載イメージ

<p>バルコニーの手すり ・住宅のバルコニーにガラス手すりを設置する場合は、透過性に配慮する。</p>  <p>洗濯物や室外機が見えることや様々な目隠しの設置等により、風景が損なわれないよう誘導する。</p>	<p>地域の植生や生育環境も踏まえた植栽 ・屋敷林や住宅地など、世田谷の各地域固有の風景に配慮するため、昔から地域で育ってきた樹木や草花を植栽する。 ・大きく成長する樹木を植える場合には、維持管理や将来的な樹形も踏まえた風景を考慮し、植物の選定や配置とする。</p>  <p>出典：生きものつながる世田谷プラン</p>	
<p>太陽光パネルの設置 ・設置位置や色彩など、景観を損なわないよう工夫する。 ※大阪府枚方市の例 ・屋根や建物と一体的なデザイン ・低明度・低彩度の目立たないもの ・低反射性もしくは防眩性の高く模様が目立たないもの</p> 	<p>活動や交流を促す空間づくり ・大規模な建築行為に伴い環境空地が設置される場合、広場や玄関前など溜まり空間において積極的なベンチの設置を行う。</p> 	<p>デジタルサイネージの設置 ・設置者が運用ルールを自主的に定めるよう誘導する。(放映する時間帯／昼・夜の輝度の設定／音声の有無／周辺への配慮事項等)</p>  <p>配慮されたデジタルサイネージ</p>

見直し項目 2-3 大規模な建設行為等における誘導の充実を図ります

主な内容

○風景が大きく変わることが予想される建設行為等では、状況に応じて、風景への配慮について事業者や庁内関係部署との早期の調整・誘導が行われるよう、考え方を記載します。

【第9章 協働による風景づくりの推進体制と検証・評価】

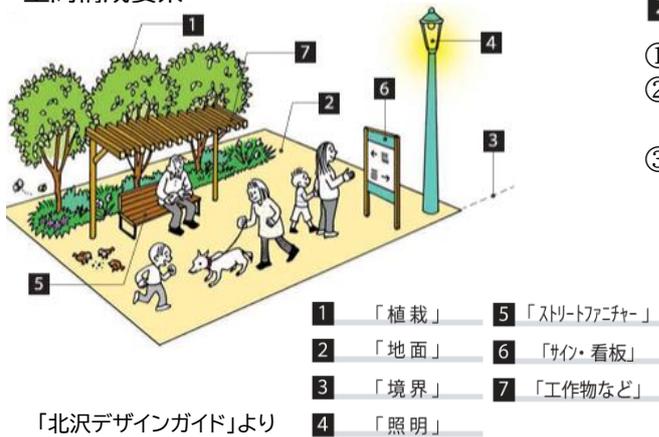
■「計画の推進体制」への記載イメージ

- ・風景が大きく変わることが予想される建設行為等においては、新しい魅力ある風景の創出や周辺風景への配慮など一体的な風景づくりが求められるため、状況に応じて事業者や関係部署と早期から調整、連携を図る等、効果的な風景づくりを進めます。

■一体的な風景づくりの実施例（小田急線の上部利用施設の整備）

- ・地域の個性を活かしながら、秩序のある連続した空間づくりに役立てるためのデザイン指針を策定。区施設整備のデザイン方針や具体的方策を示すとともに、周辺施設整備に対するデザインの調整をお願いする指針。

デザインコードの設定にあたっての7つの空間構成要素



「北沢デザインガイド」より

デザインコードを基にしたデザインの例

2 「地面」

連続性を感じる素材・色

- ①通路については、調和のとれた素材と色彩とする。
- ②敷地境界にこだわらず、隣接する舗装との一体感を高める。
- ③基盤となる舗装材は、多様なプランに馴染み連続性をとりやすい素材とする。



見直し項目 3

「公共施設における風景づくりの考え方」や「公共施設の整備に関する指針」を見直します

主な内容

○「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」の策定にあたり、現行計画に規定されている「公共施設における風景づくりの考え方」、「公共施設の整備に関する指針」について、「公共施設の連続性や一体性」等のこれからの公共施設の風景づくりに求められる内容を追記します。

【第6章 公共施設における風景づくり】

■「公共施設に関する指針」への記載イメージ

- ・隣接する公共施設間の連続性、一体性に配慮し、区民が利用しなくなる設えとするなど、魅力的な風景を積極的に創出する。

■連続性、一体性がある公共施設の例（うめとびあ）



建築物と道路、公園、隣接する敷地のオープンスペースとの連続性を確保するなど、空間として一体感のある風景となっています。

I. 風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨

1. 計画策定の背景と目的

・計画期間（10年）の満了に伴い、改定された上位計画等との整合や社会状況の変化への対応を図り、区民の参加と協働による風景づくりの更なる推進や、区民が風景づくりを身近に感じられることなどを目指し、本計画を改定します。

2. 『風景』と『風景づくり』

風景

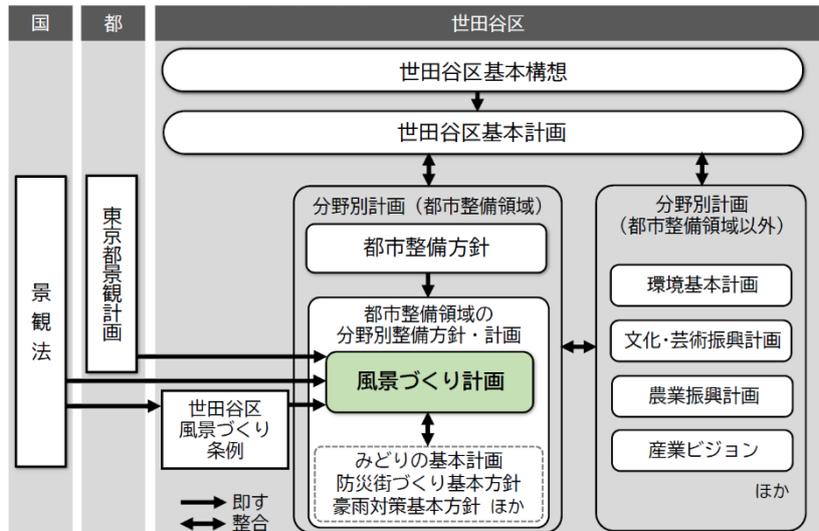
風土と文化や歴史の表れ。生活する人々によって創造され、受け継がれてきたもの。そこに生活する人々の貴重な共有の財産。

風景づくり

地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくること。

3. 本計画の構成

(1) 風景づくり計画の位置づけ



(2) 計画期間：令和8年度から、概ね10年

4. 風景づくりのあゆみ

- ・昭和50年～ 区民参加の街づくりを積極的に推進。
- ・平成11年 「風景づくり条例」を制定
- ・平成20年 「風景づくり計画」策定
- ・平成30年 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を策定
- ・令和4年 「奥沢1～3丁目等界わい形成地区」を指定



奥沢1～3丁目等地区

第2章 世田谷の風景特性

1. 世田谷の風景の成り立ち

起伏豊かな世田谷の地形 / 近郊農村から始まる世田谷の街並み / 鉄道の開通と世田谷のまち並みの形成 / 第二次世界大戦後の急激な都市化 / 都市デザインによる風景づくり / 『住宅都市』世田谷 / 大規模な敷地における土地利用の転換と集合住宅の増加

2. 世田谷の風景特性

<p>地形</p> 	<p>みどり・みず</p> 	<p>地域の歴史・文化</p> 	<p>住宅地</p> 
<p>農</p> 	<p>にぎわい</p> 	<p>みち</p> 	<p>鉄軌道</p> 

I. 風景づくりの基本的な考え方

第3章 風景づくりの理念・方向性

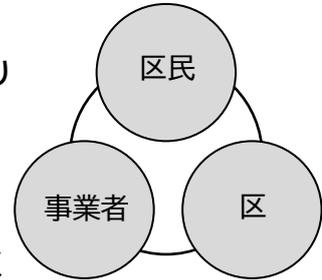
見直し項目 1-2、2-1

1. 風景づくりの理念

地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり

2. 取り組みの基本姿勢

区民・事業者・区の協働で風景づくりに取り組む
次世代に向けて 愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める
自然や歴史的・文化的遺産を継承し 新たな都市風景を創造していく

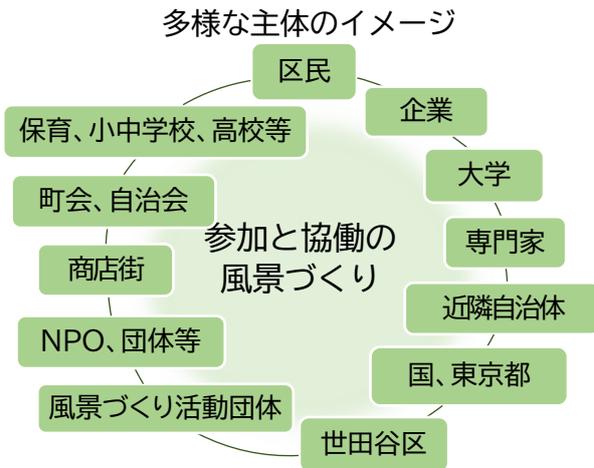


3. 風景づくりの方向性

- 自然 地形を尊重し、みどりやみずの風景を守り育てる
- 歴史・文化 地域の歴史や文化の特性を引き出し、風景づくりに活かす
- にぎわい 活力や交流が生まれ、親しみのあるにぎわいの風景をつくる

4. 多様な主体による参加と協働

・区民、事業者、区、専門家や大学、地域の団体などの多様な主体による参加と協働の風景づくりを推進し、継続します。



II. 風景づくりの取り組み

第4章 区民主体の風景づくり

見直し項目 1-1、1-2

区民が中心となる風景づくり

1. 区民主体の風景づくりの推進

・区民の自発的な風景づくりを広げるため、制度の活用や専門家の派遣等により支援します。



地域風景資産

(双子の給水塔が聳え立つ風景、季節の野草に出会う小径)



界わい形成地区

(奥沢1～3丁目等)



風景づくり活動団体

(崖線みどりの絆・せたがや)

2. 風景づくりの普及・啓発

- ・普及啓発冊子の発行
- ・セミナーやフォーラムの開催
- ・体験型イベントの開催
- ・景観教育の実施
- ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用



普及啓発冊子「風景 PRESS」の発行



街歩きイベントの開催



風景づくりフォーラムの開催

II. 風景づくりの取組み

第5章 建設行為等における風景づくり

主に区や事業者が中心となる風景づくり

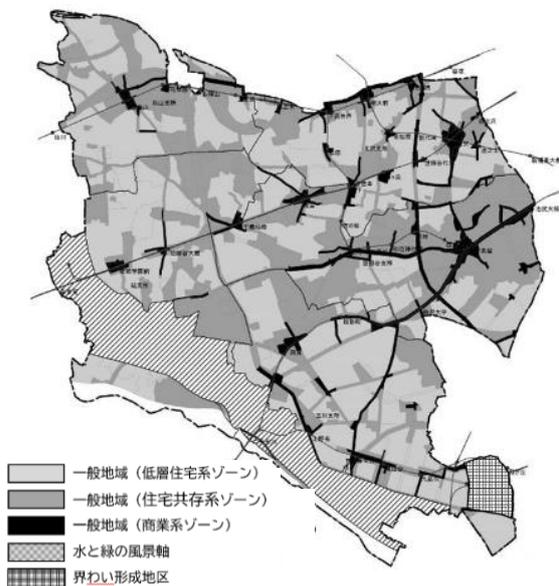
1. 風景づくりにあたって

・ひとつひとつの建設行為が世田谷の新たな風景を構成していくことから、建設行為を行う際は、計画地周辺の風景の特性等をとらえ、地域の個性を尊重し、周辺との調和に配慮して計画することが必要です。

2. 建設行為等における風景づくりの誘導

・区全域を景観計画区域とし、一般地域(3つのゾーン)と風景づくり重点区域(水と緑の風景軸、界わい形成地区)に区分し、それぞれ風景づくりの方針・基準を定めています。

景観計画区域図



基準の体系

区域	風景づくりの方針	風景づくりの基準	
		ゾーン別基準	風景特性基準
一般地域	低層住宅系ゾーン (方針・基準)		まとまったみどり基準
	住宅共存系ゾーン (方針・基準)		河川基準 緑道基準
	商業系ゾーン (方針・基準)		歴史的資産基準
風景づくり重点区域	水と緑の風景軸 (方針・基準)		農の風景基準 拠点基準 幹線道路基準
	界わい形成地区 (方針・基準)		世田谷線沿線基準

風景づくりのガイドライン

※風景づくりの基準を事例等を用いて解説したもの(別冊)

3. 風景づくりの方針・基準など **景観法**

見直し項目2-2

ゾーン別基準 一般地域 低層住宅系ゾーンの例

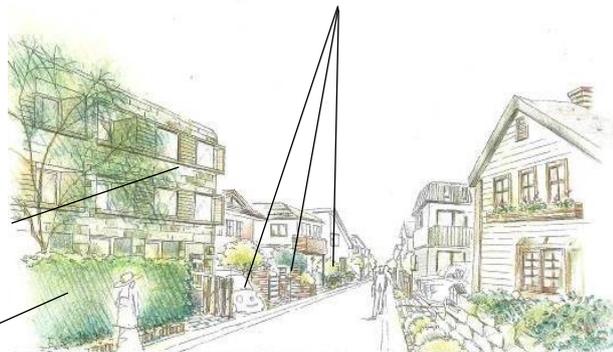
風景づくりの方針

低層住宅系ゾーンでは、それぞれの地域がもつ特性を活かしながら、みどり豊かでゆとりや落ち着きのある街並みを維持・創出し、さらに質の高い魅力的な住宅地の風景づくりを目指します。

風景づくりの基準

- ・形態・意匠は建築物単体のバランスだけでなく、周辺の街並みとの調和を図る。
- ・敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。など

・隣接する建築物との壁面位置など、周辺の街並みとの連続性を考慮した配置とする。



II. 風景づくりの取組み

第5章 建設行為等における風景づくり

主に区や事業者が
中心となる風景づくり

ゾーン別基準 風景づくり重点区域 界わり形成地区の例（奥沢1～3丁目等）

風景づくりの方針

みどりと人がつなぐ おくさわの風景づくり
みどりの持つ様々な機能を活かすと共に、これまでの奥沢の街並みを継承する風景づくりを進め、奥沢らしさをこれからも時代を超えてつなげていきます。

歴史と緑のエリア(重点エリア)

・敷地内の道路際は、樹木や草木等により積極的に緑化し、周辺のみどりとつながるよう工夫します。



風景づくりの基準

・既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かし、目に留まりやすい大きなみどりを守り育てます。 など。

風景特性基準 まとまったみどり基準の例

風景特性基準の方向性

まとまったみどりが存在する公園などを中心として、周辺にみどりを波及させ、周辺地域が一体となった、みどり豊かな潤いのある風景づくりを目指します。

・まとまったみどりから見える建築物に付帯する構造物や設備などが目立たなくなるよう工夫する。



風景づくりの基準

・まとまったみどりと敷地境界や接道部は、積極的に緑化するとともに、植生に調和した樹種を選定するなど、周辺が一体となったみどり豊かな空間となるよう工夫する。 など

4. 建設行為等の届出 景観法

・届出対象行為・規模の例

低層住宅系ゾーン、住宅共存系ゾーンは建築物の建築等は、
延べ面積 1,500 m²以上または高さ 10m以上 など

第6章 屋外広告物における風景づくり

主に区や事業者が
中心となる風景づくり

1. 屋外広告物の表示等における風景づくりの考え方

・良好な風景づくりを推進していくため、屋外広告物の表示に関する基本事項を定め、地域の魅力を高める風景づくりの誘導を進めます。

2. 屋外広告物の表示に関する基本事項 景観法

・規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域の風景特性を踏まえた良好な風景づくりに寄与するような表示・掲出とします。 など

3. ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導

・「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」に基づき、一体的な風景づくりの誘導を進めます。
・特定区域(環状 7・8 号線沿道)においては、協議制度により、よりよい風景づくりにつながるよう誘導します。 など

II. 風景づくりの取組み

第7章 公共施設における風景づくり

見直し項目3

主に区や事業者が中心となる風景づくり

1. 公共施設における風景づくりの考え方

- ・公共施設の整備を行う際には、景観法に基づく届出の有無に関わらず、「風景づくりの理念や方向性」、「風景づくりの方針・基準」を踏まえた整備を行い、風景づくりを先導する役割を果たすように努めます。

2. 公共施設の整備に関する指針

- ・区民に愛され、地域の誇りとなるような公共施設として構想する。
- ・区民の風景への意識を高める設計や管理を検討する。
- ・場所の記憶をつなぎながら新たな風景の魅力を創出するような工夫を行う。
- ・周囲の街の要素をつなぎ、街並みを形成するような工夫を行う。
- ・隣接する公共施設間の連続性、一体性に配慮し、区民が利用したくなる設えとするなど、魅力的な風景を積極的に創出する。 など

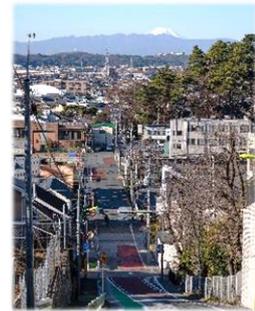
- ＊「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」を作成し、公共施設(建築物、道路、公園等)に対する風景づくりの指針とします。

3. 景観重要公共施設に関する事項 **景観法**

成城の富士見橋および不動橋/上野毛の富士見橋/岡本の富士見坂/多摩川の河川区域



教育総合センター



岡本の富士見坂

第8章 地域特性や風景資源を活かした風景づくり

主に区や事業者が中心となる風景づくり

1. 景観法に基づく仕組みの活用 **景観法**

- ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観地区、景観協定、景観整備機構の指定の方針・考え方を示します。

2. 景観法以外の仕組みによる風景づくり

- ・地区計画、建築協定、緑地協定など、都市計画法や建築基準法等による仕組みにより、風景づくりを誘導します。

III. 風景づくりの推進体制

第9章 協働による風景づくりの推進体制

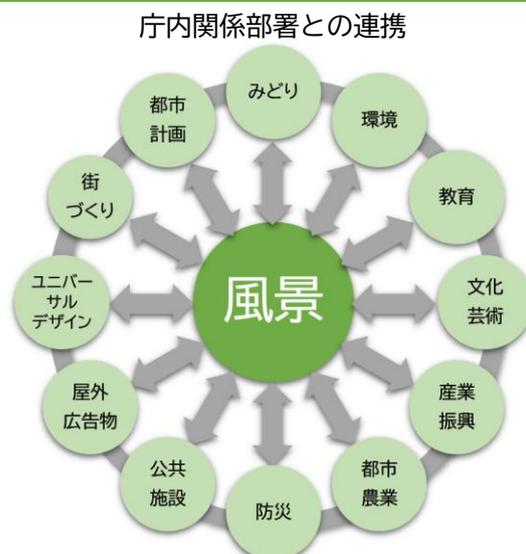
見直し項目2-1、2-3

1. 協働による風景づくりの推進体制

- ・多様な主体との協働により風景づくりを進めます。
- ・事業者や専門家、国、都、周辺自治体等の関連機関との調整・連携を図ります。
- ・庁内関係部署との横断的な情報共有や施策の調整・連携を図ります。

2. 計画の検証・評価

- ・計画の改定時など必要に応じて、「II. 風景づくりの取組み」の進捗状況等を検証・評価しながら、風景づくりを推進します。



風景づくり計画の構成の比較（現行と見直し案）

現行計画

I. 風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 『風景』と『風景づくり』
3. 本計画の構成
4. 風景づくりの取り組み

第2章 世田谷の風景特性

1. 世田谷の風景の成り立ち
2. 世田谷の風景特性

第3章 風景づくりの理念・方向性

1. 風景づくりの理念
2. 取り組みの基本姿勢
3. 風景づくりの方向性

II. 景観法に基づく風景づくり

第4章 建設行為等に関する風景づくり (届出制度)

1. 建設行為等における風景づくりの誘導
2. 風景づくりの方針・基準など
3. 建設行為等の届出

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

1. 制度の趣旨
2. 制度の概要

第6章 景観重要公共施設に関する事項

1. 制度の概要

第7章 屋外広告物の表示に関する事項

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項
3. ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導

III. 条例等に基づく風景づくり

第8章 公共施設における風景づくり

1. 公共施設における風景づくりの考え方
2. 公共施設の整備に関する指針

第9章 協働による風景づくり

1. 協働による風景づくりの推進
2. 風景づくりの普及・啓発

IV. 風景づくりの推進体制

第10章 風景づくりの推進体制

1. 風景づくりの推進体制

見直し案

I. 風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 『風景』と『風景づくり』
3. 本計画の構成
4. 風景づくりのあゆみ

第2章 世田谷の風景特性

1. 世田谷の風景の成り立ち
2. 世田谷の風景特性

第3章 風景づくりの理念・方向性

1. 風景づくりの理念
2. 取り組みの基本姿勢
3. 風景づくりの方向性
4. 多様な主体による参加と協働

II. 風景づくりの取組み

第4章 区民主体の風景づくり

1. 区民主体の風景づくりの推進
2. 風景づくりの普及・啓発

第5章 建設行為等における風景づくり

1. 風景づくりにあたって
2. 建設行為等における風景づくりの誘導
3. 風景づくりの方針・基準など **景観法**
4. 建設行為等の届出 **景観法**

第6章 屋外広告物における風景づくり

1. 屋外広告物の表示等における風景づくりの考え方
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項 **景観法**
3. ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導

第7章 公共施設における風景づくり

1. 公共施設における風景づくりの考え方
2. 公共施設の整備に関する指針
3. 景観重要公共施設に関する事項 **景観法**

第8章 地域特性や風景資源を活用した風景づくり

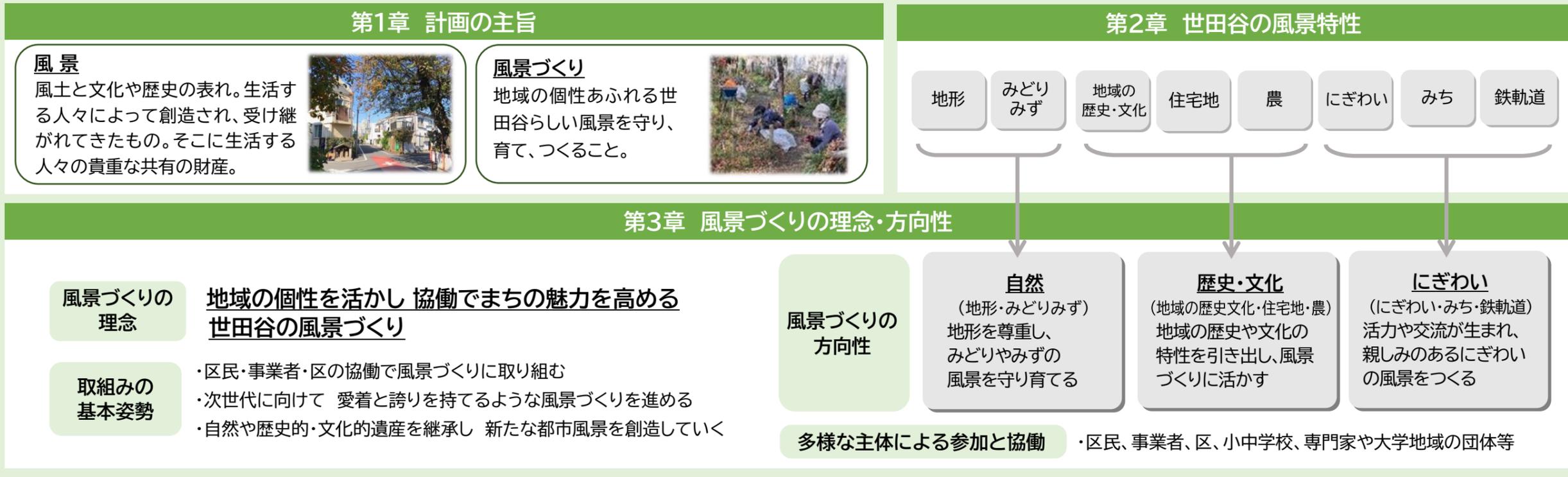
1. 景観法に基づく仕組みの活用 **景観法**
2. 景観法以外の仕組みによる風景づくり

III. 風景づくりの推進体制

第9章 協働による風景づくりの推進体制

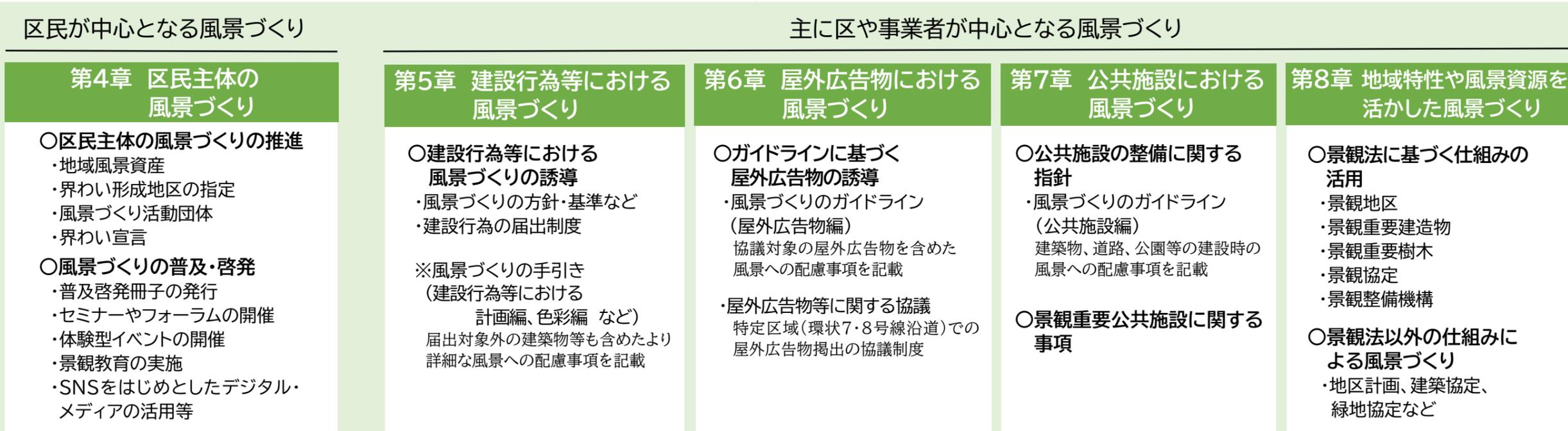
1. 協働による風景づくりの推進体制
2. 計画の検証・評価

I. 風景づくりの基本的な考え方



理念・基本姿勢・方向性に基づき取り組む

II. 風景づくりの取組み



多様な主体や関係団体との協働・調整・連携により取組みを推進する

III. 風景づくりの推進体制

